

第 1 4 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和7年2月27日岩沼市役所6階研修室Aにおいて、下記案件を審議するため、第14回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第4 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 日程第5 | 非農地証明願いについて |
| 日程第6 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第8 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 日程第9 | 岩沼農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第10 | 農用地利用集積計画について |
| 日程第11 | 令和7年度岩沼市標準農作業料金について |
| 日程第12 | 地域計画について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	4 番	大友 信由	5 番	川村 雄治
6 番	長田 幸浩	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	12 番	渡邊 朗子	13 番	菅井 武雄
14 番	宮部 淳子						

2、欠席委員

3 番 佐野 智幸

3、農地利用最適化推進委員

18 番 佐藤 邦夫

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 佐々木 常行
----------	-------	----------	-----------

5、市長部局

産業振興課	五十嵐 香織
農政係長	

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第14回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、2番渡邊等委員、12番渡邊朗子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします1件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします1件の届出は、物置の設置をするため、転用するものでございます。なお、この届出については、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

		意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、非農地証明願いについて、を議題といたします。 す。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の3頁をご覧ください。報告第3号、非農地証明願いについて、報告いたします。今回は、1件受理いたしております。願出人・土地の所在・非農地となった事由等については、議案書に記載のとおりでございます。非農地化の事由としては東日本大震災により被災し、農地に復旧できなかったものです。農地法の運用についての通知の「天災地変等の自然現象による災害によるもので、農地等に復旧することが将来においても不可能と認められる土地」にあたるため、非農地証明をしたものです。非農地証明願の受理および証明につきましては、農業委員会規程による事務局長専決事項となっておりますことから、事務局において調査・検討し、非農地証明を交付したものでございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
長田(幸浩)委員		はい。確認ですけれども、震災で被災し現状復旧できなかったというのは、国では全部復旧したと思っていたのですが、できなかったというのは何故ですか。
議	長	できなかった理由ですね。事務局のほうでわかりますか。
古積事務局長 事務取扱		こちらの土地につきましては、貞山掘より海側の農地として、震災後に地権者や県、市の関係者が集まりまして、農地復旧するかしないかという議論の中で、こちらについては農地復旧を見送るということで、農地復旧しなかったエリアだということでございます。
議	長	ただ今の説明でよろしいでしょうか。
長田(幸浩)委員		はい。
議	長	よろしいですね。更にご意見ございませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局長 事務取扱		議案書の4頁から5頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、報告いたします。整理番号1番、こちらにつ

議 長
菅 井 委 員

きましては、新規就農予定者の賃借権の設定によるもの。整理番号 2 番は、法人への所有権の移転というものになります。以上です。

つづいて、整理番号 1 について、担当委員から説明願います。

説明いたします。この案件は 1 2 月に立ち合いをしておりましたが、その後、認定会議で保留になってしまいましたので、今回改めて申請されたということです。2 月 6 日に新規就農の認定を受けたものですから、改めて再審査ということです。この方は、ブルーベリーを作って観光農園を造るということで、計画を立てている方です。農地につきましては、現状の農地に手は加えないということで、ブルーベリーにつきましては、ポット栽培をするということです。この土地は元々田んぼですので、排水とかその他の排水路もありますので、水とかその他の心配はありません。主に 3 0 種類ということですが、非常に多くの種類のブルーベリーを作って、観光農園化するという計画であります。ですので、なかなか認定では難しいという点はありませんが、この通り許可されたということで今回、賃貸借契約となります。農地に関しましては、先程申しましたとおり問題ないということですので、特に大きな影響はないと判断いたしますので、宜しくご審議のほどお願いいたします。

議 長
長田(幸浩)委員

ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

確認です。農地法で賃貸借してしまうと、借りた方が返すと言わない限り返す必要がないっていう占有権を所有するんですけども、普通だったら、基盤強化法によって賃貸借にするっていうのが普通なのかなって思うんですけども。所有者の方は、貸した以上戻ってこないかもしれないという法的なことは理解された上の賃貸借なのですか。

議 長
橘 川 係 長

事務局、その辺はわかりますか。

はい。貸付人が 1 0 年後解約しないと自分のところに農地が戻ってくるかこないかについて分かっているかと言われると、事務局では、借受人の方にはその話はしていますが、貸付人の方がそこまで理解しているか、こちらでは把握しておりません。

議 長
長田(幸浩)委員

把握していないという事務局の説明ではありますけれども、他に何かありますか。

状況はわかりました。

議 長

大丈夫ですか。その他皆さん、質問ありませんか。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号 1 については、申請の

		とおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号2について担当委員から説明願います。
菅 原 委 員		はい。議案書の4頁と5頁にまたがります。位置図ですが、3頁と4頁になります。2月21日に、私と佐藤推進委員、事務局と現地を確認してきました。この案件の当該場所は、現在、農事組合法人で営農されておりますので、特段問題ない案件だと思いますが、皆さんご意見よろしく願います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号2については申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。整理番号1について、担当委員から説明願います。
菅 原 委 員		位置図は、7頁・8頁になります。先ほどの案件と同様に、2月21日に現地を確認してきました。現状も、8頁をご覧くださいと分かると思うのですが、水色で囲まれている土地の左側がちょっと白くなっている場所だったのですが、ここの現状は、土砂を選別するための資材置場的な使われ方をしております。当日は、借受人の会社の方が来ていただいて説明を受けたのですが、要は、建設現場で発生する建設残土を、ここで使えるものの、使えないもの、状態等にふり分けして、再利用するものの資材置場ですね、今も左側の白っぽくなっているところを使っているのですが、ここが手狭になったということで、今回の該当案件の土地もそのように使いたいということでした。年間、2、3万㎡の搬入があるということで、手狭であるということで、今回の案件が発生したということになります。選

議 長
橘 川 係 長

別は、水を使って洗ったりとかはしないで、ふるいの様なバケットをガサガサっとやって、土砂の粒の大きさとか、殻が入っているのをふるい分ける、そういった形で組み分けするそうです。あと追記に関しては事務局の橘川係長のほうから説明をお願いします。

それでは、付随してお願いします。

はい。位置図の 8 頁を見ていただきたいのですが、補足で説明がございまして、今回水色で囲っている、全部で 12 筆転用する場所があるのですが、その北側の農地だったのですが、この西側の白くなっている、現在、資材置場に入る道が、ちょうど今回転用する農地に一部かかってしまっているということが今回の現地調査で分かりまして、借受人に確認したところ、令和 2 年の 9 月から誤って通路として使っていたということが判明しまして、始末書を頂いております。内容としましては、今回西側で砂利採取を行った後、そこの出入口について、かぶっている農地の北側の方に、普通の公衆用道路があるんですけども、そこを使っていたのですが、境界を誤認してしまって、だんだん農地の方に侵入してしまったという経緯を頂いています。尚、この農地につきましては貸付人が所有者になっているのですが、貸付人と借受人の連名で始末書を頂いていたので、ご報告です。以上です。

議 長

ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

菅 原 委 員

補足です。

議 長

補足をお願いします。

菅 原 委 員

現地では豆を栽培していました。現場も耕起されていた状態でした。

議 長

その他、質問等ありますか。大丈夫ですか。

(挙手なし)

議 長

ないようですので、お諮りいたします。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。つづいて、整理番号 2 について担当委員から説明願います。

佐 藤 推 進 委 員

2 月 21 日に分家住宅を建築するにあたり、現地を確認してきました。入り口も図面を見たのですが問題なしです。住所も同じ番地なので、ご家族のための住居なので問題ないかなと思います。以上です。

議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
木 皿 委 員		譲渡人と譲受人の方の名字が同じなので親子だと思うのですが、息子さんは次男、三男とか。
佐 藤 推 進 委 員		次男です。
木 皿 委 員		分かりました。
佐 藤 推 進 委 員		補足で、土盛りをするそうなので、境界だけはちゃんとはっきりしておかないと言っておきました。
議	長	その他に質問ございますか。大丈夫ですか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の整理番号2については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議	長	日程第8、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の8頁、議案関係資料の9～12頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について意見を求めるものでございます。2件ございますが、同下水道工事の工期の延長に伴い、仮設道路及び駐車場、現場事務所を工期まで使用したい旨の事業計画変更になります。事業計画期間は令和7年3月31日までとなっておりましたが、令和7年6月30日に変更となっております。説明は以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、申請のとおり、承認相当として、県に進

		達することに決しました。
議	長	日程第 9、議案第 4 号 岩沼農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の 9～12 頁および議案関係資料の 13～14 頁をご覧ください。岩沼市長より、岩沼農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会の意見を求めるものでございます。当該農地は 1/20 度以上の傾斜があるものの、農業に利用されていることから、国の棚田地域に指定されております。本件は、今後も当該棚田地域を適切に維持・管理していくため、中山間地域等直接支払交付金制度を活用すべく、その要件である農用地への編入の申出があったものです。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 4 号、岩沼農業振興地域整備計画の変更については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第 4 号、岩沼農業振興地域整備計画の変更については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	日程第 10、議案第 5 号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書の 13 頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。利用権設定が 1 件、8 筆で、面積は 8,560 m ² 。所有権移転が 2 件、6 筆で、合計面積は 19,045 m ² でございます。受け手となる方は、いずれも改正前基盤法第 18 条第 3 項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。今回のこの農用地利用集積計画の公告は、2 月 28 日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありましたが、所有権移転の 2 番については、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、これらを他の案件と分けて審議を行います。最初に利用権設定の 1 番及び所有権移転の 1 番に関しての質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。

議	長	(挙手なし) ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、農用地利用集積計画 利用権設定の1番及び所有権移転の1番については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
議	長	(挙手多数) 挙手多数であります。よって、議案第5号、農用地利用集積計画 利用権設定の1番及び所有権移転の1番については、計画案のとおりとすることに決しました。つづいて、所有権移転の2番について審議いたしますが、これらは農業委員の自己に関する事項となっておりますので、1番 木皿清委員は、除斥となります。
議	長	(1番 木皿委員 退席) それでは、所有権移転の2番について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
議	長	(挙手なし) ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、農用地利用集積計画 所有権移転の2番について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
議	長	(挙手多数) 挙手多数であります。よって、議案第5号、農用地利用集積計画 所有権移転の2番については、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。
議	長	(1番 木皿委員 着席) 木皿清委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
議	長	日程第11、議案第6号、令和7年度岩沼市標準農作業料金について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書13頁及び別紙「令和7年度 岩沼市標準農作業料金表」をご覧ください。本年2月14日に標準農作業料金検討会を開催し、名取岩沼農協、岩沼市農協、名取土地改良区、農業共済組合、宮城県亘理農業改良普及センター、岩沼市産業振興課、農業委員6名で検討いたしましたので、その結果をお諮りするものです。変更箇所は赤字で示している箇所で、一般農作業を8,000円から8,400円に、耕起の田・畑を6,600円から6,930円に、耕起の碎土を3,630円から3,820円に、代かきを7,700円から8,090円に、育苗をそれぞれ880円から910円、1,150円から1,190円に変更しております。昨今の物

		価高騰は継続しているもの、米価も上昇していることや昨年にも料金を上げていること、周辺地域との均衡を図る観点から、このような変更に至りました。以上でございます。
議	長	只今の事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第6号、令和7年度岩沼市標準農作業料金について、は原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
佐藤推進委員		全体的に油が上っているんですね。油が上っているといえ下も上っているんで、上があがって下を直さない理由は何なのか。
議	長	事務局、お願いします。
佐々木主事		おっしゃる通り、今回上げたところ以外でも油を使用するところはあると思うのですが、特に油を多く使うところについてのみ上げさせて頂いたという運びになります。
議	長	コンバイン、乾燥機で使うということなので、その辺を察してもらえればということです。
古積事務局長 事務取扱		今回は、コンバイン・乾燥機等々を含めまして、近隣の市町村との均衡というところもありましたので、そこを照らして差がある部分について上げられるところを調整したというような形になっています。
議	長	このままということになるのですね。
古積事務局長 事務取扱		はい。
議	長	ということですが、佐藤推進委員さん。
佐藤推進委員		異議が1となります。
議	長	他の皆さん、ご意見ないですか。
木皿委員		この会議に私は出たのですが、刈取りもコンバインは油を使うのですが、コンバインの油の消費量が一反分あたりでだいぶ少ないということで、こっちまで上げることはないんじゃないかという話もあったもので、一応補足しておきます。
議	長	今の説明で、よいですか。今年はこれで行くことにして、また来年になればまた検討するということになるかと思しますので、今年はこれでもう一度お諮りしたいと思います。原案のとおりにするかどうかですね。再度、異議ございませんか。これに対して。よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、令和7年度岩沼市標準農

議長

作業料金については、原案のとおりとすることに決しました。

古積事務局長
事務取扱

日程第12、議案第7号、地域計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。

議案書13頁および別紙 議案第7号および資料②をご覧ください。岩沼市長より、地域計画の素案について、関係機関の意見を求めるものでございます。内容につきましては、素案の作成者であります市長部局に説明をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

議長

ただいま、事務局から発言があったとおり、議案第7号の説明について、農業委員会規定 第12条ただし書きの規定により、市長部局の担当職員に説明を求めることとします。それでは、説明をお願いします。

産業振興課
五十嵐係長

議案第7号 岩沼市 地域計画の策定についてという1枚の資料をご覧ください。1番の概要のところですが、以前に委員の皆様にお話をしていたところなのですが、岩沼市の地域計画を定めるということで、今回の策定は、法に基づいて人農地プランを法定化することということで、地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化することというのを目的として作ったものでございます。内容としましては、令和4年度から令和6年度まで各地区で協議を重ねまして、各地区の農業の課題などを話し合って策定する地域計画、これが21地区。そして現在の耕作者あとは将来の耕作者、こちらを色に置き換えて補色した目標地図をあわせて公表するというものになっております。目標年度につきましては、岩沼市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、こちらについても公表の際に委員の皆さんにお諮りしたのですが、こちらは県内全部統一されておりまして、令和12年度末を目標年度としておりますので、こちらの地域計画も目標年度をあわせるということになっておりますので、同様としています。地域数は繰り返しになりますが、別紙の一覧に入れていたのですが21地区ということになっています。こちらの地区につきましても、人・農地プランを基に策定したというものになっておりますので、人・農地プランと同様の地区割ということにさせていただきました。現状及び課題は、こちらでも繰り返しになりますが、志賀地区と西部地区と東部地区と市の農地を三分割しまして、複数回協議を重ねて皆様から意見を徴集し反映したものを現状の課題とさせていただきました。この地域計画の改正についてですが、令和7年3月末、来月末までに公表することになっているのですが、そこから改正できないというのではなく、耕作者や耕作地の変更は常々あるものですので、そちらに基づいて適宜柔軟に改正を重ねるので、今回出したものが全ての基になるということ

		ではございません。今回の人・農地プランに準じまして21地区ということにしましたが、担い手の営農状況などを含めまして地域の統合などをしながら複数回の改正を重ねて、より岩沼市の農地の現状にあうように精査していくという風に考えております。今後のスケジュールにつきましては、こちらに書いたとおりとなっています。3月末の公告に向けて進んでいくという形になっております。もし何かありましたらご意見をいただき、委員の皆様にお諮りをします。以上です。
議	長	ただいまの市長部局担当職員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第7号、地域計画の素案に対する意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	賛成多数と認めます。よって、議案第7号、地域計画の素案について、農業委員会としては「意見なし」とすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第14回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後2時25分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 2 番 _____

委員 12 番 _____